

大津市生ごみ処理機等活用事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生ごみ処理機等を購入して家庭から生じる生ごみ等を処理する者に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助し、もって家庭から生じる生ごみの減量化及び堆肥化による自家処理等の活用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「処理機等」とは、生活環境を損なわず衛生的であり耐久性に優れ、家庭から生じる生ごみ等を減量又は堆肥化することを可能とする物で次に掲げるもののうち、市長が認めたものをいう。

- (1) 電動又は手動により攪拌、加熱等するもの（以下「処理機」という。）
- (2) 微生物を用いて堆肥化を促進するもの（以下「コンポスト容器」という。）

(補助対象処理機等)

第3条 この要綱による大津市生ごみ処理機等活用事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる処理機等は、次条に定める補助対象者が第6条第1項の申請を行う年度の前年度の3月1日から翌年2月末日の間に販売店から購入した処理機等でなければならない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 本市に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 本市の区域内で処理機等を利用する者
- (3) 処理機等を設置することができる場所を有する者
- (4) 処理機等を適切に管理できる者が同一の世帯に属している者
- (5) 堆肥化した物を有効に活用できる者が同一の世帯に属している者
- (6) 過去6年以内に、処理機の購入に係る補助金の交付を受けようとする者にあつては処理機の購入に係る補助金の交付を、コンポスト容器の購入に係る補助金の交付を受けようとする者にあつてはコンポスト容器の購入に係る補助金の交付を、それぞれ受けていない者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる処理機等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 処理機 購入額の3分の1以内の額（この額100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、20,000円を限度とする。
- (2) コンポスト容器 購入額の2分の1以内の額（この額100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、4,000円を限度とする。
- 2 前項の処理機等の購入額は、処理機等の本体価格とその本体価格に対する消費税額及び地方消費税額を含む額に限るものとし、配送及び設置工事等経費を含まないものとする。
- 3 補助金の交付は、1世帯につき処理機又はコンポスト容器のいずれか1回限りとし、処理機にあつては1機、コンポスト容器にあつては2個までを対象とする。

(補助金の交付申請)

第6条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市生ごみ処理機等活用事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）とする。

2 交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 購入者の氏名並びに処理機等の購入日、品名及び販売店の名称並びに処理機等本体を購入した価格が確認できる書類の写し
- (2) 補助金の振込先口座を確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市生ごみ処理機等活用事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市生ごみ処理機等活用事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。
（実績報告書）

第8条 規則第14条の規定にかかわらず、補助金に係る実績の報告は、交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。
（補助金の額の確定）

第9条 規則第15条の規定にかかわらず、補助金の額は、前条第1項の規定により通知した額で確定するものとする。
（交付請求書）

第10条 規則第18条の規定にかかわらず、補助金の交付の請求は、交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。
（取消通知書）

第11条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市生ごみ処理機等活用事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により行うものとする。
（返還通知書）

第12条 規則第20条の規定による返還の命令は、大津市生ごみ処理機等活用事業補助金返還通知書（様式第5号）により行うものとする。
（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

大津市生ごみ処理機等活用事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先)
大津市長

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市生ごみ処理機等活用事業補助金の交付について次のとおり申請します。

購入した処理機等	<input type="checkbox"/> 処理機 <input type="checkbox"/> コンポスト容器		
購入した処理機等の詳細	メーカー： （コンポスト容器の場合は、メーカー名を省略することができる。） 品 名：		
購入金額 （本体価格及び消費税）	円		
交付申請額	円		
振 込 先	金融機関名	銀行 信金 信組 農協	本店・支店 代理店・出張所
	預金種別	1 普通 2 当座	口座番号
	(フリガナ) 口座名義人		
添 付 書 類	(1) 購入者の氏名並びに処理機等の購入日、品名及び販売店の名称並びに処理機等本体を購入した価格が確認できる書類の写し (2) 振込先口座が確認できる書類 (3) その他市長が必要と認める書類		

様式第2号（第7条関係）

大津市生ごみ処理機等活用事業補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付で申請のあった大津市生ごみ処理機等活用事業補助金の交付について、次のとおり決定したので、大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	生ごみ処理機等活用事業
購 入 金 額 (消費税額及び地方消費税額込み)	円
交 付 申 請 金 額	円
交 付 決 定 額	円

様式第3号（第7条関係）

大津市生ごみ処理機等活用事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市生ごみ処理機等活用事業補助金の交付について、次のとおり交付しないことと決定したので、大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	生ごみ処理機等活用事業
購 入 金 額 (消費税額及び地方消費税額込み)	円
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 を し た 理 由	

様式第4号（第11条関係）

大津市生ごみ処理機等活用事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市生ごみ処理機等活用事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので、大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	生ごみ処理機等活用事業
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第5号（第12条関係）

大津市生ごみ処理機等活用事業補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市生ごみ処理機等活用事業補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により、次のとおり返還を請求します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	生ごみ処理機等活用事業
返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日

※ 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。